

徳島県個人情報保護審査会答申第127号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成31年1月29日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「管第〇〇号（平成〇年〇月〇日付け）、南総第〇〇号（平成〇年〇月〇日付け）に関する伺い書類と県有車両等事故速報に関する伺い書類報告書全部」のうち「受け取った県有車両等事故速報に関する書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年2月12日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「県有車両等事故速報」（以下「事故速報」という。）と特定した上で、条例第20条第1項の規定により開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年2月19日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年4月16日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

請求文書のすべての開示を求める。

2 審査請求の理由

条例第20条第1項の規定により次のとおり開示と決定したが、県は、本来あるべき書類（伺い書印）及び関係書類がないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の内容及び理由

審査請求人から実施機関に対する本件請求について、実施機関においては、事故速報の文書を保有していたため、本件請求のとおり本件決定を行った。

審査請求書において「請求文書のすべての開示を求める。」との記載があるが、事故速報以外の本件請求に係る文書は存在しないため、開示のしようがなく、違法又は不当な点はない。

なお、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条では「原則として、意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。）を作成して行わなければならない。」とされており、事故速報に関しては、実施機関において受領、保管しているのみであり、意思決定が介在されないため関係する文書を作成する必要はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について事故速報以外に保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、事故速報及びその伺い書類であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、審査請求人は、あるべき書類が開示されていないと主張しているが、事故速報以外の文書は取得しておらず、本件請求時に保有している全ての文書について開示しているとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、事故速報の報告は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ 以上により、本件決定の事故速報のほかに特定すべき保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められないことから、本件請求に係る保有個人情報について、事故速報と特定し、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年 6月 7日	諮問
令和 3年12月10日	審議 (第138回審査会)
令和 4年 1月28日	審議 (第139回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長